

平成23年第1回定例会  
健康福祉病院常任委員会

説明資料

【議案補充説明資料】

頁数

- ◇ 議案補充説明なし

【所管事項説明資料】

頁数

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 県立志摩病院における指定管理者制度への移行に向けた取組について                 | 1  |
| 2 | 三重県病院事業平成23年度年度計画及び当面の運営方針<br>(平成23年度) (案) について | 12 |

【別冊】 三重県病院事業平成23年度年度計画及び当面の運営方針  
(平成23年度) (案)

平成23年3月8日  
病院事業庁

## 【所管事項説明】

### 県立志摩病院における指定管理者制度への移行に向けた取組について

県立志摩病院への指定管理者制度の導入につきましては、平成22年第2回定例会における指定議案の議決を経て、平成22年12月27日付けで「公益社団法人 地域医療振興協会」を指定管理者に指定しました。（指定期間：平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間）

病院事業庁におきましては、平成24年4月の病院管理の円滑な移行に向けて、以下の取組を進めていくこととしています。

#### 1 基本協定の締結

現在、指定管理者との間において、指定期間における基本的な事項を定める基本協定の締結に向け、協議・調整を進めており、現時点での「基本協定書（骨子案）」は別紙のとおりとなっています。

今後、さらに詳細な事項についての協議・調整を行い、本年度内に締結することとしています。

#### 2 現地事務所（開設準備室）の設置

指定管理者においては、3月中に現地事務所（志摩市内）の設置準備を開始する予定です。病院事業庁では、円滑な移行に向け、指定管理者と連携しながら適切に対応していきます。

〔現地事務所における主な業務〕

- ・ 医師確保活動及び地域の関係機関との調整
- ・ 職員の採用（移行職員の受け入れを含む。）
- ・ 平成24年度業務計画書の作成
- ・ 平成24年度年度協定の協議・調整
- ・ 病院の管理運営にかかる引継、並びに諸契約の見直し及び締結
- ・ 管理物件（施設、設備、備品等）の確認・引継

#### 3 医師の前倒し配置

現在の志摩地域の厳しい医療環境を踏まえ、指定期間の開始を待つことなく、少しでも早く病院機能の回復を図るため、昨年12月の指定以降、総合診療や循環器の部門を担う医師の前倒し配置と、現在配置されている非常勤産婦人科医師の継続配置を、指定管理者に強く要請しているところです。

#### 4 今後の予定

平成23年3月	基本協定の締結
4月	処遇に関する職員説明会
5月～7月	職員の意向確認のための面談
平成24年3月	年度協定の締結
4月	指定期間開始

## 【所管事項説明】

### 三重県立志摩病院の管理に関する基本協定書（骨子案）

#### 1 管理の基本方針

- ・ 公益社団法人地域医療振興協会（以下「乙」という。）は、志摩病院が公の施設としての公共性を有することを十分に理解し、志摩地域の中核病院として県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供し、三重県（以下「甲」という。）がめざす施策の実現に寄与するとともに効率的な医療サービスの確保を図り、もって県民福祉の一層の増進を図るものとする。

#### 2 管理業務

- ・ 診療等に関する業務
- ・ 料金の収受等に関する業務
- ・ 手数料の徴収に関する業務
- ・ 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ・ その他、甲が志摩病院の管理上必要と認める業務
- ・ 詳細は「業務仕様書」のとおりとする。

#### 3 指定期間

- ・ 平成24年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 4 利用料金

- ・ 乙は、利用料金を乙の収入として収受するものとする。
- ・ 乙は、条例に定める金額の範囲内において、利用料金の額を定めるものとする。

#### 5 指定管理料（政策的医療交付金）

- ・ 甲は、乙が政策的医療を実施するための経費として、指定管理料（政策的医療交付金）を乙に交付するものとする。
- ・ 甲は、指定管理料を毎事業年度、甲の予算の範囲内で乙に交付するものとし、指定期間における指定管理料の総額は5,069,690,000円以内とする。
- ・ 毎事業年度の指定管理料の交付額、交付時期及び交付方法については、年度協定により、毎事業年度定めるものとする。

#### 6 指定管理者負担金

- ・ 乙は、本業務の実施に伴い甲が支出する次の経費の2分の1を負担金として、毎事業年度、甲に支払う。
  - ①平成24年度以降に甲が取得する資産の購入等に充てるために借り入れる病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額及び病院事業債充当残額
  - ②平成24年度以降に甲が取得する資産の購入価格、工事価格等
  - ③平成23年度以前に甲が取得した、又は取得する資産に係る毎事業年度の元利償還金相当額

## 【所管事項説明】

### 7 経営基盤強化交付金

- ・ 甲は、乙が管理業務を行うにあたって、効率的な運営を行ってもなお乙の管理業務に係る損益計算書上の経常損失が生じる場合は、乙の経営基盤を強化するため、甲の予算の範囲内で交付金を交付する。
- ・ 交付金の交付は、平成24年度から平成28年度までの各事業年度に限るものとする。ただし、平成29年度以降において、当該経常損失が生じた場合は、甲及び乙が協議するものとする。
- ・ 交付金の交付額、交付時期及び交付方法については、年度協定により、毎事業年度定めるものとする。

### 8 運転資金の貸付

- ・ 甲は、乙が管理業務を行うにあたって保有する運転資金に不足が生じる場合は、不足相当額を乙に貸し付けることができるものとする。
- ・ 貸付の利率は、経営基盤強化交付金を交付する年度においては、無利子とする。
- ・ 貸付の額、時期等については、年度協定により、毎事業年度定めるものとする。

### 9 指定管理者制度への移行に係る準備業務

- ・ 甲は、乙が行う管理業務の開始のために必要な業務引継等、指定管理者制度への移行に係る準備業務のために必要な経費の一部を負担する。

### 10 県施策への配慮

- ・ 乙は、管理業務を行うにあたっては、甲が推進する人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策、地域安全対策等の施策への取組等に配慮するものとする。

### 11 職員の確保等

- ・ 乙は、乙による志摩病院の管理業務の開始にあたって、甲を退職し、乙に就職することを希望する者を優先的に採用するとともに、その者の処遇に配慮するものとする。
- ・ 乙は、職員に対する研修や自己研鑽のための制度を整備するものとする。
- ・ 乙は、職員の勤務体制や休暇制度の運用にあたっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組み、子育て支援に十分配慮するものとする。

### 12 法令等の遵守

- ・ 乙は、地方自治法、関係法令、病院事業条例並びに本協定及び年度協定を遵守するとともに、乙が提出した事業計画書等に従い、管理業務を実施しなければならない。

### 13 情報の公開

- ・ 乙は、三重県情報公開条例の趣旨にのっとり、乙が保有する管理業務に係る情報の公開に関し、規程を整備し、管理業務を開始する日から情報の公開を実施するものとする。

## 【所管事項説明】

### 14 個人情報の保護

- ・ 乙は、管理業務を実施するにあたり取り扱う個人情報については、甲が定める「情報の取扱いに関する特記事項」によらなければならない。

### 15 施設利用者の意見等の反映

- ・ 乙は、サービスの向上等の観点から、施設利用者の意見等を把握するとともに、甲が主催する住民との意見交換会に出席し、甲と協議してその後の管理業務への反映に努めるものとする。

### 16 緊急事態発生時の対応

- ・ 乙は、医療事故等に備え、医療事故等賠償責任保険に加入するなど万全の体制を整えるものとする。
- ・ 指定期間中、管理業務の実施に関連して事故等の緊急事態が発生した場合は、乙は速やかに適切な応急措置を行うとともに、甲その他の関係者に対して緊急事態が発生した旨を通報し、必要な措置について甲と協議しなければならない。

### 17 リスク分担

- ・ 管理業務を実施するにあたり支障を生じさせるおそれのある事項の分担については、「リスク分担表」のとおりとする。
- ・ リスク分担表に規定する事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえ、リスク分担を決定する。

### 18 業務計画書の提出等

- ・ 乙は、甲に提出した事業計画書をふまえて、毎事業年度、業務計画書を作成のうえ、甲に提出し、その承認を得なければならない。
- ・ 甲は、提出された業務計画書について、必要があると認めるときは、乙に対してその変更を指示することができるものとし、乙は合理的な理由がある場合を除いてそれを拒むことはできない。

### 19 業務報告書の提出等

- ・ 乙は、毎月、業務報告書を作成して、甲に提出しなければならない。
- ・ 甲は、管理業務の実施状況及び乙の経理の状態に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

### 20 事業報告書の提出等

- ・ 乙は、毎事業年度終了後、管理業務の実施状況及び利用状況等を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

### 21 実施状況の調査、指示等

- ・ 乙による管理業務の実施の状況が、業務仕様書に示したサービスや維持管理などの基準を満たしていない場合等は、甲は、乙に対して管理業務について必要な指示等を行うことができる。
- ・ 乙は、指示等を受けた場合、速やかにそれに応じなければならない。

## 【所管事項説明】

### 22 管理運営協議会の設置

- ・ 志摩病院の管理業務に関する事項を協議するため、甲、乙の代表者等による志摩病院管理運営協議会を設置する。

### 23 引継ぎ

- ・ 指定期間の満了又は指定の取消しなどにより乙の管理業務が終了する場合、管理業務に係る債権及び債務の引継ぎに関しては、甲及び乙が協議のうえ、乙は、甲又は甲が指定するものに適正に引き継ぐものとする。

### 24 指定期間満了時等における職員の引継ぎ

- ・ 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しなどにより乙の管理業務が終了する場合、乙が採用した者（ただし、乙による志摩病院の管理業務の開始にあたって、甲を退職した者）のうち、引き続き志摩病院において勤務することを希望する者の引継ぎについて、甲及び甲が指定する者と協議するものとする。

### 25 管理業務の継続が困難になった場合の措置等

- ・ 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して実地調査を行ったうえで、指示等を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施などを求めることができるものとする。
- ・ 乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合には、甲及び乙は、今後の管理業務の継続の可否について協議するものとする。

### 26 指定の取消し等

- ・ 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認められる場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止することができるものとする。
  - ①甲に対し、正当な理由なく報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げた場合
  - ②乙が、本協定若しくは年度協定に定める事項を履行しないとき又は履行できる見込みがないと認められる場合
  - ③乙の責めに帰すべき事由により、乙が、志摩病院の指定管理者として管理業務を継続することができないと認められる場合 等々
- ・ 乙は、指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・ 甲は、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙に損害が生じてもその賠償の責めを負わない。

## 【所管事項説明】

### 業務仕様書

#### 1 志摩病院における診療等に関する業務

##### (1) 病院の基本理念、運営方針等

- ・志摩地域における中核的な医療機関として、現病院の有する機能を維持するとともに、救急医療、小児医療、周産期医療等専門医療の回復を図る。
- ・地域の医療機関と連携し、包括的で質の高い安全な医療サービス及び地域住民中心の信頼される医療サービスを継続的に提供する。
- ・中長期にわたる経営の健全化を目指すとともに、効率の良い医療サービスを提供する。
- ・救急医療については、二次救急医療機関としての役割が担えるよう、関係機関と連携しながら体制を築くとともに、医療スタッフの確保に努める。
- ・県、三重大学、地元医師会及び地域の関係機関と協議しながら、志摩地域の他の医療機関との連携、役割分担を行っていく。
- ・地域医療の維持・確保のため、へき地医療支援を積極的に実施する。

##### (2) 安全対策、危機管理体制等

- ・医療事故防止対策について、医療安全管理者及び委員会を設置するとともに医療安全管理マニュアル等を整備し、対策に努める。
- ・医療事故発生時には、速やかに委員会を開催し、事故の検証、患者への対応などの対策を早急に講じられる体制を整備する。
- ・医療事故の公表は、三重県病院事業庁医療事故等公表基準に準じて行う。
- ・院内感染対策について、委員会を設置するとともに感染防止対策マニュアル等を整備し、対策に努める。
- ・倫理的観点からの医療行為の適正化を図るため、医療倫理にかかる委員会等を設置する。
- ・非常災害時の危機管理体制について、危機管理マニュアル等を整備するとともに、災害拠点病院の役割を発揮できるよう体制の見直しや訓練を継続的に実施し、日頃から体制整備に努める。

##### (3) 基本的な医療機能

###### ① 診療科及びスタッフの体制

- ・次の診療科を標榜し、各科の診療体制は、当面は、指定管理開始直前の体制の維持に努めながら回復を図る。  
内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科
- ・指定管理開始3年目の平成26年度においては、各診療科に常勤医師等を配置し、事業計画書等に記載した診療を実施するために必要な医師の確保に努める。
- ・総合医による救急総合診療科を設置し、軽症の患者は総合医が、また重症患者は専門医が診療するなど、救急やコモンディゼーズに対応できる体制を整える。
- ・小児科及び産婦人科の入院診療体制は、指定管理運営開始から3年後を目標に常勤医師の確保に努める。
- ・政策的医療をより充実させるため、常勤医師41名体制を目標とし、さらなる医師確保に努める。

## 【所管事項説明】

### ② 外来診療体制

- ・医師確保等の状況を踏まえながら、土曜日の午前診療を実施するなど、地域住民が利用しやすい診療時間の設定等に配慮する。
- ・完全紹介制に抛らない診療体制については、まずは内科及び循環器科の診療体制を早期に整えられるように人員確保に努める。

### ③ 入院診療体制

- ・診療体制の整備状況に応じた病棟の稼働を行う。
- ・全病棟の稼働は、小児科及び産婦人科の入院診療体制の回復に合わせて行う。
- ・安全・安心な手厚い看護を提供するため、7対1看護基準の取得に努める。

### ④ 看護

- ・看護部門の理念及び目標、看護管理体制の組織については、従事するスタッフの意見を取り入れながら定める。
- ・認定看護師等の育成、リーダー教育、看護研究、人材確保と人材資源の有効活用等の支援活動を行う。

### ⑤ 地域医療全体の質の向上

- ・一次医療を担う地元医師会、三次医療を担う山田赤十字病院、慢性期医療を担う近隣の医療機関等との連携により、地域住民のニーズにあった医療体制の構築を図る。
- ・地域の医療機関と高度医療機器等の共同利用を行う。

### ⑥ 病院及びスタッフの管理体制

- ・志摩病院を協会内の重要基幹病院の一つとして位置付け、協会を挙げて運営に取り組む。
- ・現在勤務している医師については、継続勤務を要請するとともに、医局派遣の場合には医局に対しても派遣継続及び増員を要請する。
- ・医師確保のため、現地での医師募集や協会からの派遣調整に全力を尽くすとともに、県内の支部会員、地域枠医師、自治医大卒業医師、協会内施設の医師へ支援依頼を行いつつ、不足する部分は協会内の研修医等により医療支援を行う。
- ・医療スタッフの就業環境を整備し、人材の確保を図るため、職員のニーズに応じて院内保育所を設置・運営する。

## (4) 政策的医療機能

### ① 医師、看護師等の人材育成

- ・基幹型臨床研修指定病院として、研修医を積極的に受け入れる。
- ・地域の医療人材を育成するため、消防職員の研修、メディカルスクールの開催、看護実習生の受入れなど、人材の育成機関としての研修を実施する。



## 【所管事項説明】

### ② 救急医療の確保

- ・総合医による救急総合診療科を設置して幅広い疾患に対応できる医師を配置し、平成26年度以降の24時間365日体制の整備を目標とする。
- ・診療時間外の救急外来については、指定管理開始後3年を目指して内科系、外科系それぞれ1名の医師を配置し、診療体制の回復に努める。
- ・3次医療機関や近隣の医療機関等との連携を強化し、急性心疾患など高度な救急医療の支援が行える体制の構築に努める。
- ・志摩地域のニーズに応じた体制の構築に努めるため、志摩地域救急医療合同会議（6者会議）に参加する。

### ③ 災害時医療

- ・災害拠点病院としての役割を果たし、地域への貢献に努める。
- ・災害訓練については、トリアージ訓練をはじめとする医療支援体制の訓練を年2回以上実施し、災害時の対応強化を図る。

### ④ へき地医療

- ・へき地医療拠点病院として、へき地診療所への代診医派遣、患者の受入等、対応に努める。

### ⑤ 医師、看護師等の研究研修

- ・各種学会から指定を受けた専門医の修練及び教育施設としての専門医の育成を引き続き行う。

### ⑥ 高度医療

- ・協会が運営している他の病院からのサポートを受けながら、段階を踏んで地域の実情に応じた高度医療の提供について体制を整備する。

### ⑦ 特殊医療

- ・小児医療、周産期医療については、外来診療機能の回復を進めるとともに、平成26年度までに常勤医師をそれぞれ1名配置し、そのうえで地域の医療関係機関等との調整を行いながら入院診療機能の回復に努める。

### ⑧ 精神科身体合併症医療

- ・県内で数少ない精神科病床を有する総合病院として、入院、外来診療機能の維持に努める。

## 2 志摩病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・現病院の仕様水準を引き続き維持し、管理体制を整備する。
- ・売店、食堂等について、利用者の利便性の観点からサービスを充実させる。
- ・患者満足度調査等の実施により利用者からの意見を聞き、サービス向上に努めるとともに、相談窓口を設置し、トラブルへの対応や患者の医療に対する不安等の解消に努める。

## 【所管事項説明】

### 3 成果目標

- ・事業計画書に記載した患者数等の数値をもって、事業の成果目標とする。

### 4 その他

- ・収入確保及び費用削減等について適切に取り組み、健全な経営を維持することに努める。
- ・収入面では、収入の増加を図るとともに、診療報酬の請求流れ調査の実施やDPC請求によるデータの分析を行い収入確保に努める。
- ・支出面では、材料の購入方法や在庫管理方法の見直し、委託業務内容の見直し、設備関係の賃借料や保守管理等の見直しを行い、経費関係の適正化を図るとともに、スケールメリットを活かして、薬剤等の一括購入、後発医薬品の活用、IT技術の積極的活用やシェアードサービスの活用を図り、委託費等の費用削減に努める。

【所管事項説明】

リスク分担表

項目	内容	負担者	
		甲	乙
債務不履行	甲が協定内容を不履行	○	
	乙が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	乙の事業計画変更等の要因によるもの		○
	行政の事情による業務仕様内容の変更に伴うもの	○	
	人件費、物品費等の物価の変動に伴う経費の増加	両者の協議	
	金利の変動に伴う経費の増加		○
法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
	管理業務に関するもの		○
	上記以外の場合	両者の協議	
診療報酬の改定	収入の減・支出の増		○
利用料金（診療報酬等）・手数料の未納等	利用料金（診療報酬等）・手数料の未納者への督促、欠損に伴う収入減等		○
情報の安全管理	乙の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設、設備、物品（医療機器、什器備品等）等の管理	管理対象物品の修繕		○
	管理対象物品（耐用年数が5年以上のもの）の更新、新規購入	20万円未満	○
		20万円以上	両者の協議（※1）
	上記以外の物品の更新、新規購入		○
	管理対象施設・設備の修繕		○
管理対象施設・設備の改良・改修（資産の取得に係るもの）	両者の協議（※1）		
施設、設備、物品等の損傷	乙の管理上における瑕疵及び乙の責めに帰すべき事由による施設、設備、物品等の損傷		○
	上記以外による施設、設備、物品等の損傷	両者の協議	

【所管事項説明】

利用者及び周辺地域住民への対応（苦情、要望、訴訟等）	管理業務に対するもの（地域との協調、協力を含む）		○
	上記以外のもの	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償（※2）	医療事故等		○
	施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合		○
	甲の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	施設本来の瑕疵によるもの	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

※ 1 甲及び乙が協議のうえ、甲が経費を負担する。

※ 2 乙が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先し、保険金額を超える部分については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

【所管事項説明】

2 「三重県病院事業平成23年度年度計画及び当面の運営方針（平成23年度）」（案）について

1 「平成23年度年度計画」及び「当面の運営方針（平成23年度）」の位置づけについて 《本冊 第1章（1～2頁）》

(1) 「平成23年度年度計画」の位置づけについて

病院事業庁では、安定的な病院運営を行っていくためには、複数年を見据えた経営計画を策定する必要があるとの認識に立ち、平成22年12月に今後も県立県営が継続されるこころの医療センターと、当面、県立県営で運営されることになる一志病院及び病院事業庁（県立病院経営室）における平成22年度から平成24年度までの中期的なビジョンと戦略及び具体的な行動に向けた取組を『中期経営計画（平成22～24年度）』として取りまとめました。この『中期経営計画（平成22～24年度）』では、各年度の具体的な取組については、各年度の様々な環境の変化等を踏まえ、各年度において年度計画を策定し、実施することとしています。

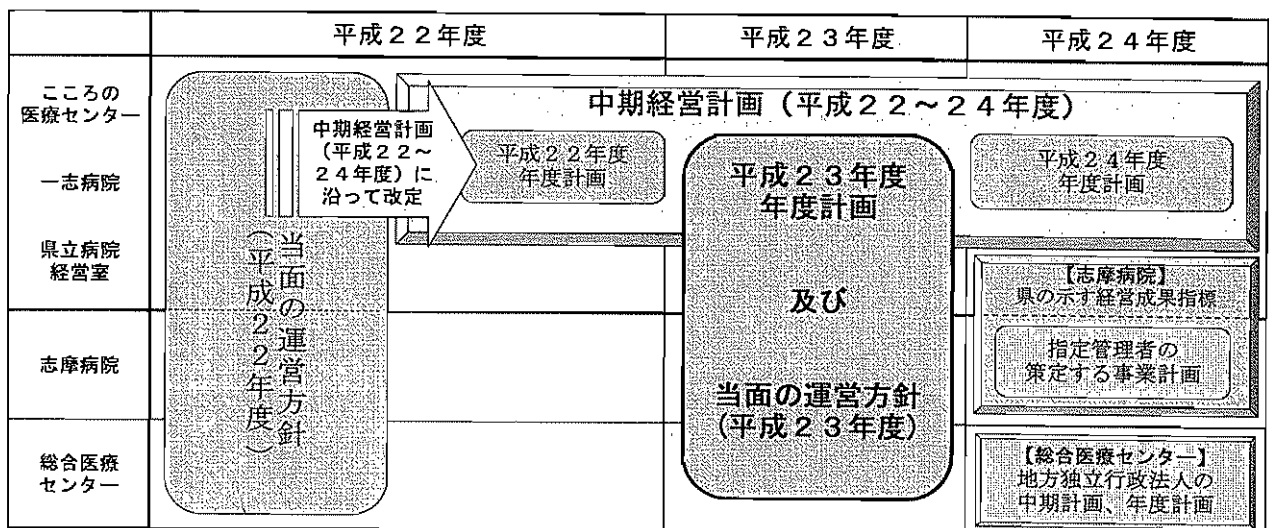
このことから、「平成23年度年度計画」は、『中期経営計画（平成22～24年度）』の中間年度の計画として、平成22年度における取組を総括した上で、当該中期経営計画に掲げた目標の達成に向けて、着実に取組を進めていくことを主眼に策定したものと なっています。

(2) 「当面の運営方針（平成23年度）」の位置づけについて

総合医療センターと志摩病院については、平成24年度から経営形態が変更となることから、『中期経営計画（平成22～24年度）』の対象には含まれていません。

しかしながら、それぞれの病院は地域住民に対して良質な医療を継続的に提供する責務を負っており、また、新たな経営形態へ円滑に移行するために必要な取組も着実に進めていく必要があります。

そのため、平成23年度については、平成22年度における取組を総括した上で、平成23年度において、総合医療センターと志摩病院が重点的に進めていくべき取組等を「当面の運営方針（平成23年度）」として取りまとめ、病院の運営を行っていくこととしました。



## 【所管事項説明】

### 2 「平成22年度年度計画」及び「当面の運営方針（平成22年度）」の評価と総括について 《本冊 第2章（3～17頁）》

#### （1）総合医療センター【当面の運営方針】 《本冊 第2章（3～5頁）》

- ① がん・脳卒中・心筋梗塞などの疾患に対応する高度医療を提供するとともに、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療拠点病院などの政策的な役割・機能を担い、平成22年4月には、新指針に基づく地域がん診療連携拠点病院の指定更新も受けました。また、人材の確保・育成についても臨床研修医の育成や看護実習生の受け入れ等に取り組みしました。
- ② 病床稼働率の向上を図るとともに、平均在院日数の見直しや看護師の確保等により、平成21年10月に取得した7対1看護体制を維持するなど、診療報酬改定に対応した診療体制を整えたことにより、医業収支を大幅に改善させました。  
これらの取組の結果、平成22年度決算では、平成15年度以来、7年ぶりに経常黒字を達成できる見込みです。

#### （2）こころの医療センター【年度計画】 《本冊 第2章（6～9頁）》

- ① 精神科救急医療に対応するため、救急受入体制の強化を図るとともに、保健所等からの措置鑑定診察要請についても100%対応しました。また、人材の育成・確保を図るため、積極的に臨床研修医を受け入れるとともに、精神保健指定医の養成に向けた環境支援を行った結果、複数名の医師が、当該資格を取得しました。  
このほか、精神科医療の中核となる病院づくりを目指し、アルコール依存症治療や認知症治療、精神科早期介入・予防にかかる取組を推進しました。
- ② 入院診療において、急性期医療への対応を充実し、一定の新入院患者数や病床稼働率を確保できたこと、また、外来診療において、アルコールデイケアの開設や多職種によるアウトリーチ活動の実施により、外来患者数、デイケア件数が大幅に伸びたことなどによって、平成22年度決算でも引き続き、経常黒字を達成することができる見込みです。

#### （3）一志病院【年度計画】 《本冊 第2章（10～12頁）》

- ① 総合的な診療に対応できる常勤の医師（家庭医）を5名確保して様々な健康問題に対応できる医療サービスを提供しました。また、在宅療養支援や救急医療に積極的に取り組んだ結果、訪問看護件数や救急患者数が大幅に増加しました。さらに、地域医療を担う人材の育成を図るため、研修医や看護実習生の受け入れにも積極的に取り組みました。
- ② 家庭医療を核とした地域医療の提供を着実に進めるとともに、地域の関係機関と

## 【所管事項説明】

の連携強化や在宅療養支援、救急医療への取組を進めた結果、入院、外来収益を増加させることができました。また、材料費や経費等の費用の削減にも積極的に取り組みました。

これらの取組の結果、平成22年度決算では、平成15年度以来、7年ぶりに経常黒字を達成できる見込みです。

### (4) 志摩病院【当面の運営方針】 《本冊 第2章(13~15頁)》

- ① 内科系救急医療については、内科系医師の減少に伴い、平成20年度以降、段階的に受入体制を縮小しており、平成22年度に入ってから、3名の内科系医師が異動や退職により減少するなど、さらに厳しい状況となっています。また、整形外科の医師が1名退職したことから、外科系の救急医療についても、夜間の受入体制を一部縮小せざるを得なくなりました。

このような厳しい状況の中、へき地への代診医の派遣要請には、各へき地医療拠点病院と連携して100%対応しました。また、助産師外来及び「おっばい広場」等の助産師活動を充実させるとともに、未来の地域医療の担い手を育成することを目的とした「メディカルスクール」を開催しました。

- ② 診療単価の向上や経費の節減に努めたものの、診療体制の縮小による患者数の減少が著しく、入院、外来収益が大きく減少しており、医業収支は大幅に悪化する見込みです。

### (5) 病院事業庁(県立病院経営室)【年度計画】 《本冊 第2章(16~17頁)》

- ① 県立病院がそれぞれの役割及び機能を十分に発揮し、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供できるよう、医師及び看護師の確保に取り組みました。

また、各県立病院が行う新型インフルエンザ対策をはじめとする感染症対策や医療安全対策などの支援に取り組みました。

- ② 県立病院改革の円滑な推進を図るとともに、経営の健全化を図るため、資金の確保に取り組みました。

特に県立病院改革については、様々な機会を通じて関係機関等に説明を行うとともに、職員に対しては、20回以上の説明会を開催する一方、個別またはグループ単位での面談も行いました。

## 【所管事項説明】

### 3 「平成23年度年度計画」及び「当面の運営方針（平成23年度）」について 《本冊 第3章（18～34頁）》

#### （1）総合医療センター【当面の運営方針】 《本冊 第3章（18～21頁）》

- ① 引き続き、高度医療を提供するとともに、救命救急センター、地域周産期母子医療センター、地域がん診療連携拠点病院などの政策的な役割・機能を担っていきます。また、県内医療水準の向上と地域医療の充実に向け、地域の医療機関との一層の連携を図るとともに、周産期センターの整備や地域医療支援病院の指定取得に向けた体制整備を行っていきます。さらに、臨床研修医の育成や認定看護師の養成等の人材育成にも引き続き積極的に取り組み、その一環として、三重大学の連携大学院を院内に開設します。
- ② 7対1看護基準の維持、病床稼働率の向上など、医業収益の増収に努めるとともに、材料費の低減など、適正なコスト管理を推進し、経営の健全化に努めていきます。また、平成24年度からの特定地方独立行政法人化に向けて、法人の運営組織の検討、中期計画の策定、人事給与及び財務システムの開発など、準備を進めていきます。

#### （2）こころの医療センター【年度計画】 《本冊 第3章（22～25頁）》

- ① 引き続き、精神科救急・急性期医療の充実を図るとともに、入院患者の社会復帰支援やニーズに応じた訪問看護、デイケア体制など、地域生活支援体制の充実を努めていきます。また、アルコール依存症治療、認知症治療及び精神科早期介入・予防にかかる取組についても、引き続き充実を図っていきます。
- ② 入院収益については、精神科救急・急性期医療に重点を置き、患者数に依存する収益構造から医療の質に基づく収益構造に転換を図っていくとともに、外来収益については、アウトリーチの拡充やデイケアの充実など、医療環境の変化に応じた取組によって増収を図り、経営の健全化に努めていきます。また、県立病院改革については、本院が果たせる役割を果たすとともに、職員に対する迅速な情報提供に努めていきます。

#### （3）一志病院【年度計画】 《本冊 第3章（26～29頁）》

- ① 過疎化、高齢化が進む地域において必要とされる総合的な診療（家庭医療）を提供するため、幅広い臨床能力を有する常勤の家庭医を確保し、様々な健康問題に対応できる医療サービスを提供していきます。また、在宅療養に対するニーズに応えるため、地域の福祉関係機関と連携し、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等の在宅療養支援に取り組んでいきます。さらに、引き続き、三重大学と連携して、県内における家庭医育成の中心的な役割を担っていきます。



## 【所管事項説明】

- ② 入院、外来患者数の増加などにより収益の増加を図るとともに、材料費や経費等の費用の縮減を図り、経営の健全化を目指していきます。また、上位の施設基準への転換や新たな施設基準の取得にも取り組み、さらなる増収に努めます。なお、本院は、医療総合情報システムがまだ導入されていないことから、その導入に向けた調査等を行うとともに、運用方法等について、院内での合意形成を図っていきます。

県立病院改革については、今後も地域の医療ニーズに対応した医療ができるよう、今後の円滑な病院運営に向けての検討を深めていきます。

### (4) 志摩病院【当面の運営方針】 《本冊 第3章(30～32頁)》

- ① 志摩地域の救急医療を守るため、県内外を問わず広範囲な医師確保対策に取り組むとともに、地域の医師会や関係する医療機関、消防を始めとする行政機関などより一層の連携を図りながら、救急医療体制の維持に努めていきます。また、引き続き、へき地医療拠点病院、災害拠点病院としての役割・機能を担っていきます。さらに、伊勢志摩サブ医療圏で唯一の精神科病床を有する病院として積極的に患者を受け入れるとともに、志摩地域で唯一産婦人科を有する病院として、産婦人科医師の確保に努めつつ、「助産師外来」を始めとした志摩地域の妊産婦が安心できる身近なサポートを展開していきます。
- ② 医師の減少に伴う診療体制の縮小により、入院、外来収益が激減していることから、まずは不足している医師の確保に最大限取り組むとともに、収入面では、DPC制度の効率的な活用による収入の確保、支出面では、経費の縮減による支出の削減に取り組み、経営の健全化に努めていきます。また、平成24年4月から円滑に指定管理者制度が導入できるよう、院内外の調整や体制づくりに努めるとともに、一刻も早く診療体制を回復させるため、指定管理者指定団体に対して、平成23年度中の医師の前倒し派遣を要請していきます。

### (5) 病院事業庁(県立病院経営室)【年度計画】 《本冊 第3章(33～34頁)》

- ① 県立病院がそれぞれの役割及び機能を十分に発揮し、県民に良質で満足度の高い医療を安定的・継続的に提供できるよう、医師、看護師の確保等及び各病院の経営改善に向けた取組を進めていきます。
- ② 病院事業会計の内部留保資金の枯渇も懸念されることから、まずは各県立病院の経営改善による資金確保に努めるとともに、一般会計からの長期借入金や出資の受入等による資金確保についても検討します。また、県立病院改革の推進にあたっては、特に総合医療センター及び志摩病院の平成24年4月からの経営形態変更について、地域住民、関係機関及び職員に対して十分な説明を行い、理解と協力を得た上で、円滑な移行が行えるように引き続き努めていきます。